

## 我が国の学位等の国際的通用性の向上に向けて（報告）

### 1. 現行制度・現状

- 国際的な人的流動性の高まりに伴い、諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が日本の高等教育機関に出願する件数も増加している。また、日本で学んだ日本人や留学生が、外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするケースも増加し、日本での学修履歴・学位等を他国の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加している。

### 2. 課題

- 日本で学んだ日本人や留学生が、諸外国での進学や就職に際して、日本の学位等の円滑な承認に必要な情報不足等による困難事例がある。例えば、外国での学位の承認のために、当該大学が政府によって認可されているか等、大使館等による公的な証明の追加的発行を求められたり、当該政府がつくる日本の大学リストへの掲載が必須とされたりする事例や、日本特有の学位等（例「準学士」、「高度専門士」、「修士（専門職）」、省庁大学校の課程修了者への学位等）について、外国機関の理解不足である事例等がある。
- 日本での入学資格や編入学資格の評定において、学生の諸外国における多様な学修履歴・学位等を円滑に承認するために必要な、諸外国の公式な情報を得ることが困難な事例が多数存在する。

### 3. 現在の取組状況と継続的に検討する事項

我が国の学位等の国際的通用性の向上を促進するため、以下のような取組を総合的に進めている。

- 平成 29 年 12 月、我が国は 4 か国目の締約国としてユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」を締結。同規約は、数日後に韓国が締結したことを受け、平成 30 年 2 月 1 日に発効した。今後、締約国間で学位を含む高等教育の資格の相互承認等の促進が期待される。
- 同規約の発効に伴い、今後、我が国は、国内情報センター（National Information Centre）の設立等を通じ、質の保証を伴う流動性向上のための国際的枠組み作りに参画するとともに、我が国の高等教育制度の仕組みや学位等の種類、高等教育機関の一覧等について、世界に向けた情報発信を推進する。

# 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結  
平成30年 2月1日発効

## 背景

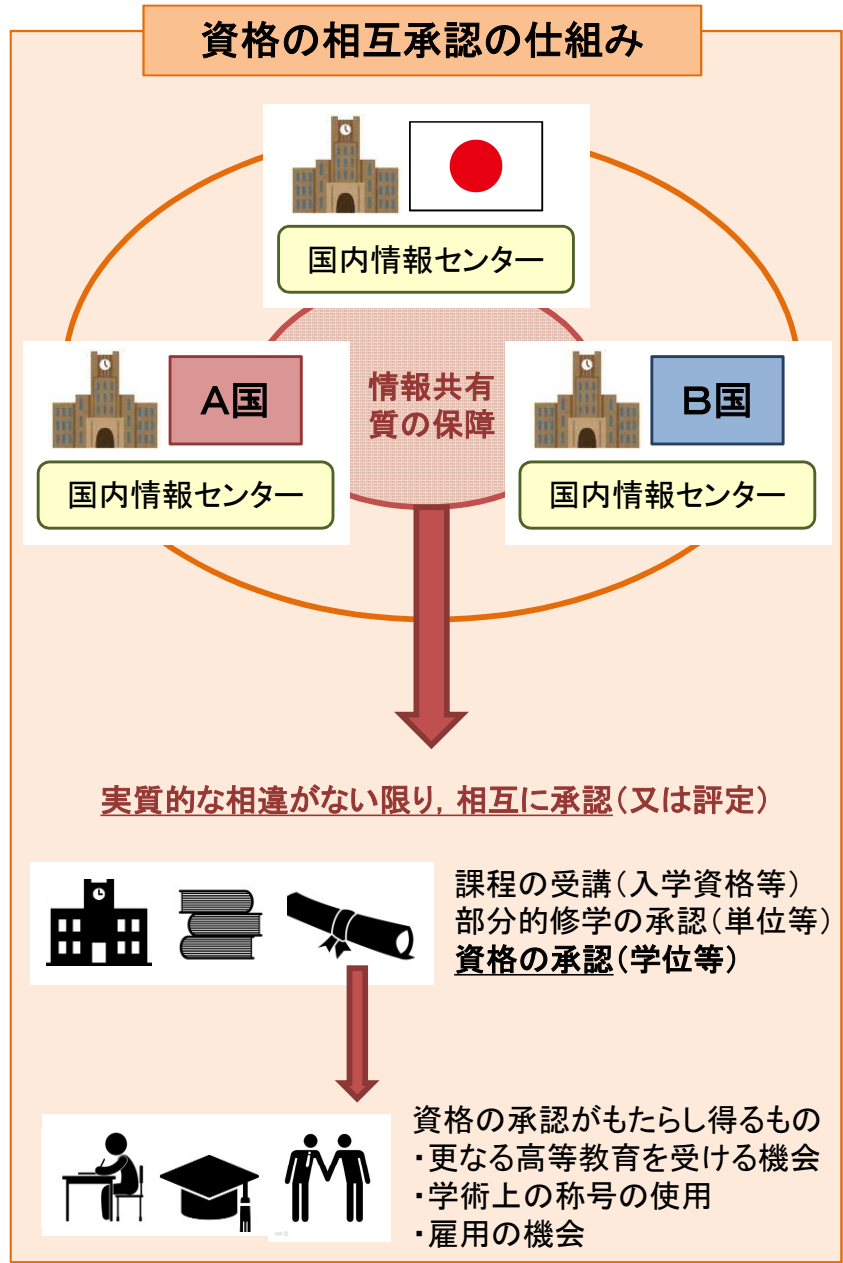
- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

## 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

## 主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
  - ① 高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ② 部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③ 高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)



【参考】和文テキスト(訳文): [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1399120.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm) ※文部科学省HP  
原文: [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=48975&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) ※ユネスコHP